緊急時対応マニュアル

A　地震対応マニュアル

B　火災対応マニュアル

C　不審者対応マニュアル

D　事故対応マニュアル

E　熱中症対応マニュアル

F　食物アレルギー対応マニュアル

江戸川区立西葛西中学校

目　次

全体・・・ **2**

1　日常的な学校防災活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2　学校災害対策本部組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

3　留意事項・・ 4

A　地震対応マニュアル・・・ **5**

1　安全確保･状況整理・・ 5

2　震度５弱以下の場合・・ 5

3　震度５強以上の場合・・ 6

4　授業再開に向けた対応マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

B　火災対応マニュアル・・・ **13**

1　平常時・・ 14

2　災害時・・ 14

C　不審者対応マニュアル・・・ **15**

1　第１次対応（不審者発見時）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

2　第２次対応（事件直後の対応）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

3　第３次対応第２次対応（事件直後の対応）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

4　生徒の避難誘導・・ 17

5　教職員等の主な役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

6　その他の対応・・・ 17

D　事故対応マニュアル・・・ **18**

1　事故現場での対応体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

2　事故発生時の係分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

3　事故発生後の報告と事後処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

E　熱中性対応マニュアル・・・ **20**

1　熱中症の応急手当と予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

2　熱中症のタイプ・・ 20

3　応急手当・・ 20

4　予防・・・ 21

5　学校における熱中症予防のための指導のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

F　食物アレルギー対応マニュアル・・ **23**

1　食物アレルギー症状に対する対応の流れと役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

2　食物アレルギー発症の緊急性の判断と対応の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

○主要連絡先一覧・・・ 26

○緊急通報マニュアル・・ 27

○避難所配置図・・ 28

○消化器、消化栓の場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

全体

1　日常的な学校防災活動

(1)　学校防災委員会の設置

ア　委員長（校長）

イ　副委員長（副校長）

ウ　総務係（副校長、主幹教諭）

災害対応マニュアル・災害対策本部組織の整備資料、情報収集、記録等

エ　施設・設備係（副校長、用務主事）

施設・設備の点検等

オ　防災教育係（生活指導部、研修部）

防災教育、避難訓練、研修の企画

カ　救急・救護係（養護教諭、給食保健部）

応急手当、防災用具の取扱い指導等

(2)　災害対応マニュアルの策定

ア　災害の状況別の具体的対応策

イ　生徒等の安否確認方法、保護者への引渡し計画

ウ　関係機関への連絡体制の整備

(3)　点検、整備

ア　学校施設・設備等

(ｱ)　薬品保管庫等、敷地内の施設・設備全般（定期、随時、日常）

(ｲ)　物品の倒壊・落下防止対策

イ　防災上必要な用具等

(ｱ)　保管場所の把握

(ｲ)　重要書類等（校長印、沿革史、卒業生台帳、指導要録、人事関係書類等）

(4)　防災教育の実施

ア　防災訓練推進計画の作成

イ　生徒の発達段階に応じた防災教育の実施

ウ　多様な状況を想定した避難訓練の実施

エ　家庭、地域と共に考える防災教育の実施

オ　防災研修の実施

カ　「心のケア」の視点での研修

(5)　情報・連絡体制の整備

ア　一元的な情報管理

イ　校内における情報の管理・連絡体制、関係機関の把握

ウ　保護者への緊急連絡方法の協議

エ　ＰＴＡ、近隣校、地域との連携

オ　各種機会を捉えた、危機管理マニュアルの保護者・地域の方等への周知

カ　江戸川区区教育委員会、区役所防災課との連絡・調整

2　学校災害対策本部組織

<table>
<tr><td colspan="4">○本部長（校長）　　：本部の総括、意思決定
○副本部長（副校長）　：本部長の指示による連絡・報告等
○副本部次長（教務主任）：各班の連絡・調整等</td></tr>
<tr><td rowspan="8">本部</td><td>総務</td><td>・全体指揮、避難指示
・情報収集整理
・生徒及び教職員の安否確認
・警察、消防等への通報連絡</td><td>副校長
教務主任</td></tr>
<tr><td>通報連絡</td><td>・災害情報の収集
・保護者への連絡事項送信
・学校ホームページの非常用切替、更新</td><td>教務主任
情報推進化リーダー</td></tr>
<tr><td>避難誘導</td><td>・避難誘導
・生徒等の安全確保
・保護者との連絡
・生徒の地区別班下校または保護者への引き渡し</td><td>生活指導主任
生活指導部
各学年主任</td></tr>
<tr><td>救助</td><td>・生徒等被災者の救助</td><td>研修主任
研修部
生活指導部</td></tr>
<tr><td>救護</td><td>・生徒等被災者の救護</td><td>養護教諭
保健給食主任
保健給食部</td></tr>
<tr><td>施設安全</td><td>・消火
・施設等の被害状況の点検把握
・電気、ガス等の安全措置
・立入禁止措置等の危険回避対応
・通学路等の被害状況の把握</td><td>進路指導主任
進路指導部
用務主事</td></tr>
<tr><td>搬出</td><td>・重要書類等の非常搬出、保管</td><td>事務職員</td></tr>
<tr><td>避難受入</td><td>・避難所開設・運営の支援・協力</td><td>教務部副主任
教務部</td></tr>
</table>

3　留意事項

(1)　平常時

ア　出席簿の表紙の裏に、在籍数を記入した「確認票」を常備しておく。

イ　毎日、職員室後方の「生徒出欠表」に始業時の出欠状況を記入しておく。

(2)　災害時

ア　授業中（教員が指導中）…教員は生徒に適切な指示で避難させる。

(ｱ)　避難前

a　緊急放送をよく聴き、避難経路を判断する。

b　「窓を閉めてカーテンを束ねる。扉を閉め電気を消す」指示をする。

c　生徒を廊下に２列で整列させる。

(ｲ)　避難中

a　火事が発生している場合は、ハンカチを口に当てて姿勢を低くする。

b　「お（押さない)、か（駆けない)、し（喋らない)、も（戻らない)」を守らせて移動させる。

c　階段を降りるときは、上の階のクラスを優先とする。

(ｳ)　人員確認

a　校舎を背にして、クラスごとに出席番号順に並ばせる。

b　担任(教科担任)が点呼を行い、その場に座らせる。

c　担任(教科担任)は確認票に不在生徒数と名前を記して副校長に報告する。

「○年○組、在籍○名、欠席○名、現員○名、異常なし・あり（○○が不明)」

※　「欠席」とは、その時点での不在である生徒のこと。

(ｴ)　避難完了後、学級担任がクラスに付く。

イ　休み時間等（教員不在時）…生徒は自主的に判断して、避難を行う。

(ｱ)　避難前

a　緊急放送を良く聞き、避難経路を判断する。

b　近くの窓をしめカーテンを束ねる。扉をしめ電気を消す。

(ｲ)　避難中

a　火事が発生している場合は、ハンカチを口に当てて姿勢を低くする。

b　「お（押さない)、か（駆けない)、し（喋らない)、も（戻らない)」を守り、安全な避難経路を通って移動する。

(ｳ)　人員確認

a　校舎を背にして、クラスごとに出席番号順に並ぶ。

b　教員の指示に従い、待機する。

A　地震対応マニュアル

震度５弱以下	→	原則として下校させる。
震度５強以上	→	保護者に引き渡すまで学校で待機させる。 学校ホームページに引き取り要請を掲載する。

1　安全確保・状況整理

(1)　生徒・職員の安全確保を最優先とする。
「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に避難する。

(2)　安全な場所（教室など）で待機させ、被害の状況を職員室に報告する。
ア　荷物などで頭を守り、余震に注意しながら校庭に避難させる。
イ　状況判断しながら、避難させる。

(3)　校舎、体育館の被害状況を収集する。
ア　校庭で待機させる。
イ　学校周辺の状況把握(施設、住民の様子)も併せて行う。
ウ　セコムを解除する。

2　<u>震度５弱以下</u>の場合（東京以外で大地震が起こった場合）

(1)　校舎内外の目視による点検及び学校周辺の状況確認を行う。
(2)　安全確認後、生徒を一度教室に誘導して、待機させる。
(3)　tetoru にて生徒の避難状況を配信する。
(4)　全教室、体育館の安全確認（ガス、火元、水道等）をする。
(5)　ラジオ等で情報の収集（津波、河川の決壊、周辺の火災等）をする。
(6)　通学路の状況確認を行う。(建物や道路の状況)
(7)　必要に応じて教育推進課庶務係に連絡をする。
(8)　区の指示を待ち、安全と判断したうえで生徒を下校させる。(場合によって集団下校)
(9)　公共交通機関が止まっている場合には、生徒を学校に留め置く。(学区外生徒等)

３　震度５強以上の場合

非常配備体制（勤務時間内）、特別非常配備体制（勤務時間外）

<table>
<tr><td rowspan="2">発災</td><td>勤務時間内</td><td rowspan="2">非常配備体制</td><td rowspan="2">平常時の態勢</td></tr>
<tr><td>勤務時間外</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>特別非常配備体制</td><td></td></tr>
</table>

（時間の流れ）⇒

(1)　非常配備体制（**勤務時間内**）の場合

ア　**校内**で活動中に発災した場合の対応

(ｱ)　校舎、体育館、周辺状況を「教育推進課庶務係」に報告する。

a　本校電話（１番）は、受け専門の災害時優先電話とする。

b　連絡は災害用発信電話、ＳＣ室電話及び災害用特設電話を使用する。

(ｲ)　保護者への引き渡し連絡の準備（学校ホームページ、tetoru）を行う。

(ｳ)　受水槽、高架水槽、消火水槽の閉栓、災害用井戸、ガス、電気点検を行う。

(ｴ)　生徒引き渡しのため、保護者を並ばせて整理する。

a　引き渡し後の二次災害が予想される場合は、避難を優先する。

b　多くの建物の倒壊や周辺の大規模火災がない場合は、引き渡す。

c　大規模災害の場合は、保護者と共に学校に避難するように要請する。

(ｵ)　緊急避難所を開設（校庭）する。

a　校庭に待機スペースを確保する。

b　避難所開設指示があるまでその体制で安全を確保する。

(ｶ)　避難所開設（特別非常配備体制を参照）に向けて準備をする。

a　特設電話、避難所開設マニュアル等、災害物品詳細表等の確認をする。

b　４階備蓄倉庫を確認する。

(a)　毛布、ブルーシート、レスキューセット、発電機、コンロ、トイレ等

(b)　クラッカー、サバイバルフーズ、水、粉ミルク、哺乳瓶等

★地震発生（震度５以上）対応行動

	校長、副校長	担任、教職員
安全確保 点呼、報告 けがの有無 情報収集 校舎 周辺	○情報収集（ＴＶ、ラジオ、ＰＣ等） ○点呼の報告を受ける。 ○放送で安全点検の指示 （情報集約は職員室） ○校庭へ避難、教室に待機の指示 ・校舎点検（仮）終了まで校庭待機 ・校庭のトイレ、門の開放 ○施設被害状況報告 教育推進課庶務係（5662－1621） ・災害対策本から避難所開設指示	○点呼、確認、安全確保 ○校舎安全点検（仮） ・１学年教員：５階、屋上、全階段 ・２学年教員：４階、１階、プール ・３学年教員：２階、３階 ・事務職員　：体育館 ・栄養士　　：給食室（ガス元栓） ・用務主事　：校舎を外から目視 貯水槽の開栓 特設公衆電話の設置 ○学校周辺の安全確認 ・屋上から周辺状況の確認 ・臨海公園、荒川土手の情報を収集
保護者引取 連絡 引渡開始	○保護者への引き渡し開始 ・学校ホームページに掲載 ・特設公衆電話、緊急連絡網で連絡 （３６８６－７８７４は、受専門） ※震度５以上は、保護者への引渡しとなり、集団下校は実施しない。	○分担 ・保護者受付：各学年３名 （引取者の確認） ・引渡者　　：各学年３名 ・生徒付　　：各学年２名 ・引取者整理：各学年２名 ・他は、避難者対応準備 ○待機場所 ・教室（受付は各階） ・校舎内が危険なときは校庭 （体育館は、避難者受付準備） ・引き渡し状況及び残留生徒の掌握 ○その他 ・残留生徒名簿の作成 ・保護者受付体制の縮小 ・引き渡し受付場所の移動 ・待機場所、避難所に移動
避難所開設 準備	○避難所開設準備 ・運営協力を呼びかけ、各代表に腕章を着けさせる。 ・開設指示の確認と避難を求めているか確認 ・体育館へ必要物品の移動を協力者に依頼 ・「避難所開設マニュアル」参照	

イ　**校外**で活動中に発災した場合の対応

①地震発生

②安全確保

○正確な状況把握と的確な指示
（下見時の見学施設の把握、避難経路・避難場所の確認、施設管理者等との打合せ）
○最寄りの避難場所に避難する。
○宿泊場所で発災した場合は、管理者に従う。
○電車、バス等に乗車中は、係員の指示に従う。
○安全確保ができ次第、学校に現状の報告を行う
○学校と連携して保護者に速やかに連絡する。
○生徒に不安を抱かせないようにする。

③近くの避難場所へ避難

○避難場所、救護施設がない場合、
地元機関等から情報を入手し、的確に対応する。
○施設管理者等の指示に従う。
○津波、崖崩れ、落石に注意する。

④避難後の安全確保

○人員を確認する。
○負傷者の応急手当を行う。
○生徒等の不安に対する処置を行う。
（状況説明、今後の対応等の説明）
○地元の公的機関へ救援を要請する。

⑤学校への連絡

⑥避難後の対応決定

○学校へ連絡、報告を行い、指示を受ける。
（不通の場合は、教育委員会や公的機関へ）
○学校から教育委員会へ連絡する。
○学校から保護者へ連絡する。
○教育委員会からの指示を受ける。
○地元の公的機関へ救援を要請する。

ウ　**登下校時**に発災した場合の対応

【教職員の対応】

①地震発生
- ○出勤途中は、学校に向かう。
- ○帰宅途中は、学校に戻る。

②安否確認
- ○校内残留生徒等の安否を確認する。
- ○通学路上、避難場所の生徒等の安否を確認する。

通学路巡視

通学路巡視

自宅確認
- ○保護者、地域と連携し、生徒等の所在を確認する。
- ○在校中の生徒等を校庭に避難させる。

③安全確保
- ○保護者へ確実に引渡す。
- ○家族不在時は、学校に待機させる。

④避難後の対応決定

【生徒等の行動】

①地震発生

②安全確保
- ○鞄や上着等で頭部を保護し、身を低くする。
- ○建物、ブロック塀、窓ガラスから離れる。
- ○車道に出ない。
- ○電車・バス乗車中は、運転手・駅員等の指示に従う。

③近くの避難場所へ移動
- ○揺れが収まったら、状況に応じて公園、学校等の避難場所、又は自宅に避難する。
- ○避難が困難な場合、教職員や保護者等が来るまで、そのまま待機する。
- ○垂れ下がった電線に近づかない。
- ○避難所等に避難した場合、安全の確保ができ次第、家又は学校に連絡する。

自宅

学校

エ　**宣言発令時**の対応

(ｱ)　注意情報発令時の対応

a　教育委員会は、注意情報発令の連絡を受けたときは、小・中学校に連絡する。

b　学校は、授業を学級活動に切り替え、生徒に注意情報が発令された旨を伝える。

c　地震に対する注意事項、警戒宣言が発令された場合の対応措置を指導する。

(ｲ)　警戒宣言が発せられた場合の措置

a　在校時

(a)　授業を打ち切り、警戒宣言が解除されるまで臨時休業とする。

(b)　生徒は校内で保護する。

b　校外活動時

(a)　宿泊を伴う時は、災害対策本部の指示に従い、速やかに学校に連絡する。

(b)　校長は、情報を保護者に連絡する。

(c)　学校の対応状況を区教育委員会に報告する。

(d)　日帰りの遠足等の場合は、警察、消防等官公署と連絡を取る。

(e)　状況に応じて即時帰校等の措置をとる。

(f)　帰校が危険な場合、近くの学校に避難する等、適宜必要な措置をとる。

(g)　強化地域内の場合は、区市町村と連絡を取り、警戒本部の指示に従う。

c　登下校時

(a)　生徒は学校や家庭までかかる時間などを考慮し、適切に避難する。

(b)　教職員の目が届きにくい登下校時においては、生徒一人一人が最も安全と考えられる対応ができるよう、日頃から柔軟に対応することの重要性を指導しておく。

(ｳ)　その他の対策

a　飲料水、食糧、毛布等を生徒のために準備する。

b　生徒に対して、今後の対応を指示、説明する。

c　保護した生徒の人数、保護体制について、教育委員会に報告する。

(ｴ)　警戒解除宣言の情報収集

学校は、警戒解除宣言の情報を区災害対策本部、ラジオ、テレビ等から入手する。

(2)　特別非常配備体制（**勤務時間外**）の場合

震度５強以上の場合 都職員は、自宅と家族の安全を確認し、本校に駆けつけて避難所開設要員となる。 区職員は、指定された場所に行く。

ア　学校職員の避難所業務

(ｱ)　生徒等の安全確保及び保護者への引継

(ｲ)　緊急避難所及び避難所の開設

(ｳ)　避難所運営協議会の支援

(ｴ)　災害対策本部との連絡

(ｵ)　教育現場の復旧

(ｶ)　その他の調整

イ　行動内容(週休日、休日、深夜等)

(ｱ)　　自宅、家族の安否確認後、徒歩、自転車、バイク等で学校へ向かう。

(ｲ)　学校に到着後、

a　施設及び周囲の安全状況の確認

b　避難場所開設指定職員のリーダーと打ち合わせ

c　教育委員会教育推進課庶務係に被害状況の報告

(a)　本校電話は受専門のため、災害用ＰＨＳ、ＳＣ室電話、特設電話を使用

(b)　受水槽、高架水槽、消火水槽の閉栓、災害用井戸、ガス、電気の点検

(ｳ)　緊急避難所の開設（校庭）

a　校庭に待機スペースを確保

b　避難所開設指示があるまでそのままの状態で安全を確保

(ｴ)　避難所の開設準備（必要書類；４階備蓄倉庫）

a　開設方針の確認（開設指示がでたか、必要か、安全か）

b　開設準備への協力要請（呼びかけ、要請、腕章を付ける）

c　施設の安全確認（目視による一時確認、後程に施設安全点検者が来校する）

d　避難所運営設備等の確認（電話の設置、ＰＣ、放送等）

e　安全確保（グループごとに待機、悪天候や厳寒時は体育館のみ使用）

f　備蓄物資の確認（毛布等：４階備蓄倉庫）

g　避難所利用範囲の確認（基本は体育館のみ）＜別紙参照＞

(a)　主事室、事務室、保健室、特別教室、職員室、相談室、特別教室は使用禁止

(b)　２階以上のトイレは使用禁止（排水管専門業者の確認が取れるまで）

h　利用室内の整理、清掃

i　居住組の編成（避難者と帰宅困難者の区別、世帯毎）

j　看板「避難所」の設置、受付、避難者の誘導

(ｵ)　地域拠点（葛西事務所）へ避難所開設の第１報（用紙は主事室）

４　授業再開に向けた対応マニュアル

①地震発生

②教職員の参集

○教職員は家族の安全を確認した後、学校に参集する。
○学校災害対策本部を設置する。
○状況により臨時休校等の措置を行う。
○教育委員会や保護者に連絡する。

③災害状況確認

○校舎の被災状況を確認する。
○電気、水道等、ライフラインの被災状況を確認する。
○教職員の安否、住居の被災状況を確認する。
○生徒等及び保護者の安否、住居の被災状況を確認する。
○避難所の状況を確認する。
○地域（通学路等）の被災状況を確認する。
○教育委員会へ生徒の被害状況を報告する。
（教科書、文房具等の紛失・焼失状況も含む）

④授業再開の準備

○校舎等の被害に対する応急措置を行う。
○校舎等の安全点検、危険度判定調査を実施する。
○ライフライン、仮設トイレを確保する。
○教室を確保する。（他施設の借用、仮設教室の建設）
○通学路の安全を確保する。
○生徒の避難先等の動向を把握する。
○学用品、救援物資等の受入れを行う。
○生徒等の心理的影響を確認する。
○避難所の運営状況との関係を確認する。

⑤臨時登校、家庭訪問
被災状況調査の実施

○生徒等の確認と学級編成を行う。
○保護者への連絡方法を確認する。
○生徒等の被災状況（教科書、学用品等）を確認する。
○通学の安全について指導する。
○避難移動した生徒等の訪問、実情の把握

⑥教育委員会と
協議・調整

○校舎施設・設備等の復旧、仮設教室建設等を行う。
○教職員を配置する。（指導体制、臨時時間割の編成）
○教科書等を確保する。
○学校給食の再開に向けた対策を行う。
○被災生徒等に対する学校納付金等の減額・免除を行う。
○授業再開の保護者への連絡
○「心のケア」指導対策の確立

⑦授業再開

B　火災対応マニュアル

①火災発生

②生徒の安全確保
校舎外避難

③消火活動

④通報

＜その場の教員＞
○現場の生徒を校庭に避難させる。
○近くの非常ベルを押す。
「火事だ！○○より出火！」と大きな声で叫ぶ。
○消火活動を行う。

＜職員室の教員・副校長＞
○主事室に行き、発報場所を確認する。
○非常電話と消火器を持って発報場所に行く。
○火災の様子を電話で連絡する。
○消火活動を行う。
○非常放送で
「緊急放送。緊急放送。火災発生、○○より出火、生徒は、○階段を使って校庭に避難しなさい」（２回繰り返す）
○非常電話で消火活動の状況を確認する。
○携帯電話（又は職員室、保健室の電話）から消防署に連絡する。
「火事です。江戸川区立西葛西中学校です。
住所は江戸川区西葛西 5-10-18 です。
○○から出火しました。生徒は……、現在の様子は、……」
○全校生徒を校庭に避難誘導する。（出口の確保）
○自力で避難できない生徒の安全確保を優先する。
○非常持ち出し袋を持つ。
○消火活動が困難な場合は、教職員も直ちに避難する

⑤避難後の安全確保

○校庭に集合したら、校舎を背にして学年・学級毎に出席番号順に整列させ、教員が人員の確認をする。→副校長が集約する。
○負傷者を確認し、関係機関への通報を行う。
○生徒等の不安に対するケアに努める。

⑥鎮火後の対応

○校舎の被害を把握し、安全点検を行う。
○区教委へ報告する。
○災害対策本部が今後の対応を決定する。
○安全な場所に生徒を移動させ、今後の対応を伝える。
○保護者には緊急連絡メール・ホームページにて情報を流す。

※火災でなかった場合
非常ベルが間違って押された場合、主事室の警報盤横のマニュアルにより復旧作業を行う。

◎ 留意事項

1　平常時

(1)　出席簿の表紙の裏に、在籍数を記入した「確認票」を常備しておく。

(2)　毎日、職員室後方の「生徒出欠表」に始業時の出欠状況を記入しておく。

2　災害時

(1)　授業中（教員が指導中）…教員は生徒に適切な指示で避難させる。

ア　避難前

(ｱ)　緊急放送をよく聴き、避難経路を判断する。

(ｲ)　「窓を閉めてカーテンを束ねる。扉を閉め電気を消す」指示をする。

(ｳ)　生徒を廊下に２列で整列させる。

イ　避難中

(ｱ)　火事が発生している場合は、ハンカチを口に当てて姿勢を低くする。

(ｲ)　「お（押さない)、か（駆けない)、し（喋らない)、も（戻らない)」を守らせて移動させる。

(ｳ)　階段を降りるときは、上の階のクラスを優先とする。

ウ　人員確認

(ｱ)　校舎を背にして、クラスごとに出席番号順に並ばせる。

(ｲ)　担任(教科担任)が点呼を行い、その場に座らせる。

(ｳ)　担任(教科担任)は確認票に不在生徒数と名前を記して副校長に報告する。

「〇年〇組、在籍〇名、欠席〇名、現員〇名、異常なし・あり（〇〇が不明)」

※「欠席」とは、その時点での不在である生徒のこと。

(ｴ)　避難完了後、学級担任がクラスに付く。

(2)　休み時間等（教員不在時）…生徒は自主的に判断して、避難を行う。

ア　避難前

(ｱ)　緊急放送を良く聞き、避難経路を判断する。

(ｲ)　近くの窓をしめカーテンを束ねる。扉をしめ電気を消す。

イ　避難中

(ｱ)　火事が発生している場合は、ハンカチを口に当てて姿勢を低くする。

(ｳ)　「お（押さない)、か（駆けない)、し（喋らない)、も（戻らない)」を守り、安全な避難経路を通って移動する。

(ｳ)　教員の指示に従い、待機する。

ウ　人員確認

(ｱ)　校舎を背にして、クラスごとに出席番号順に並ぶ。

(ｲ)　教員の指示に従って、待機する。

C　不審者対応マニュアル

1　第１次対応（不審者発見時）

＜発見者＞

声をかけ、接触して判断する

威嚇をしたり、暴れたりして、
対話は無理と判断できる場合

話は出できるが内容が支離滅裂で、
危険な人物と思われる場合

周囲の教職員に、放送で「**校長先生に〇〇にお客様です**」と連絡を依頼する。
他の職員にも来るように依頼する。相手を刺激しないように気を配る。

〇生徒の安全確保（防火扉の利用、バリケードの作成）、
〇対応人員の複数確保
〇警察への通報と来校要請
〇現場の情報収集と対応記録
〇対応人員が少ない場合は声をかけ続け、３人以上で接触する。

〇大きな声で近くの職員に応援を依頼する。
〇校長、副校長への連絡を依頼する。
〇声をかけ続け、近くに寄らない

＜近くの職員＞

応援〇校長、副校長へ連絡
〇負傷者がある場合、養護教諭へ連絡
〇大きな声を出し、非常ベルを鳴らす。
〇生徒の安全確保（避難・誘導・応急処置）
〇防火扉等を利用し、不審者と生徒を遮断
〇教員でバリケードを作成（生徒は教室で作成）

校長
副校長

養護教諭 ― 医療機関

＜職員室・事務室＞

〇侵入場所へ駆けつける（複数の職員）
●非常通報装置を押す（学校１１０番）
●非常放送（生徒避難・誘導指示、バリケード）
〇現場の情報収集を行う。

校長
副校長
職員室職員
事務職員

― 警察
― 教育委員会

＜各教室の対応＞

〇非常放送に従い、避難する。
〇場合によっては校外へ２次避難をする。
〇生徒の避難・誘導（学級担任・教科担任）

〇避難場所
　体育館、校庭、その他、校長が指示する場所

2　第２次対応（事件直後の対応）

≪緊急対策会議（運営委員会）≫
○　情報収集・状況の把握
○　協議・決定、伝達・指示
□　負傷者の確認・医療機関への搬送
□　生徒の安全管理・保護者への引き渡し、下校
□　警察との連絡
□　教育委員会との連絡
□　保護者との連絡
□　マスコミへの対応

≪救急措置≫	≪生徒管理≫	≪情報管理≫
○応急処置 （発見者・養護教諭等） ○医療機関への搬送 連絡調整 （養護教諭） ○負傷者の人数・氏名 程度等の把握 （養護教諭） ○負傷した生徒の保護者への連絡・対応 （副校長、学級担任）	○生徒の安全管理 ○避難・誘導 ○下校・集団下校 ○引き渡しの指揮 （生活指導主任） ○ＰＴＡとの連絡 （副校長） ○保護者への連絡 （連絡メール） （各学級担任） （情報推進リーダー）	○情報収集・状況の 把握・伝達･記録 （教務主任） ○警察・教育委員会・ マスコミへの対応 （校　長） ○保護者・地域への対応 （副校長）

※上記の役割について、校長不在の場合の代理者は必ず指定しておく。
　副校長以下の教職員の役割についても、校長があらかじめ指定しておく。

3　第３次対応第２次対応（事件直後の対応）

救急措置　　生徒管理　　情報管理

≪　緊急職員会議　≫
報告・確認・事後の諸対策を協議

《授業の再開》	《保護者・生徒への対応》	《関係諸機関との連携》
□施設・設備等の修復 （施設係）	□緊急保護者会の招集 □家庭訪問（学級担任） □教育相談・こころのケア （教育委員会等）	□警察（校　長） □消防（校　長） □医療機関（養護教諭） □教育委員会（校長） □マスコミ（校　長）

４　生徒の避難誘導

教職員の誘導体制	
副校長（又は主幹教諭）	○非常放送（避難場所の指示）
各学級担任・授業担当者	○生徒の誘導、安全確保
授業のない教員	○校内残留生徒の確認・誘導
発見時間及び場所による避難誘導	
授業中	学級担任又は授業担当者は、非常放送があった場合、 ○事件発生場所（危険場所）を避けた避難経路を確認する。 ○直ちに生徒を安全な場所へ避難・誘導する。
休み時間	原則として、 学級担任又は次の授業の授業担当者は、非常放送があった場合、 ○事事件発生場所（危険場所）を避けた避難経路を確認する。 ○直ちに生徒を安全な場所へ避難・誘導する。

５　教職員等の主な役割

※発見者：大声で、近くの職員に応援を求め、複数人で対応する。
　　生徒の安全確保、必要な応急措置、校長、副校長、養護教諭への連絡

	担当	主　な　役　割	
総指揮	校長	○対応方針の決定 ○校内の総括・指揮	○教育委員会への報告 ○警察・マスコミ対応等
通報連絡	副校長	○非常放送（避難指示） ○関係機関への対応 ○保護者・ＰＴＡ等への対応等	○校外からの連絡窓口の一本化 ○事務的な対外折衝
	教務主幹	○情報収集 ○状況の把握	○記録伝達（副校長を補佐） ○緊急保護者会の企画
避難誘導	生活指導主任	○生徒の避難誘導 ○人員確認、安全確保、 ○下校や集団下校・引き渡しの指揮	○状況説明 ○全校集会の企画
	学級担任	○生徒の安全確保・避難誘導 ○保護者への連絡	○生徒の不安や動揺の解消等
	学年主任	○担任への助言	○担任不在学級への体制の指示
防御	副担任	○不審者への対応 ○施設設備の修復	○担任不在学級への援助 ○生徒の安全確保
救護	養護教諭	○応急措置 ○負傷者の状況把握 ○医療機関への連絡・付添	○健康状態の把握 ○心のケア

６　その他の対応＜緊急時の連絡体制＞

(1)　校長は、随時、状況を教育委員会指導室に報告するとともに指示に従う。
(2)　校長は、教育委員会の指示で、早期下校や休校等を決定して保護者に連絡する。
(3)　負傷者が発生した場合、校長及び教育委員会は誠心誠意をもって対応する。

D　事故対応マニュアル

1　事故現場での対応体制

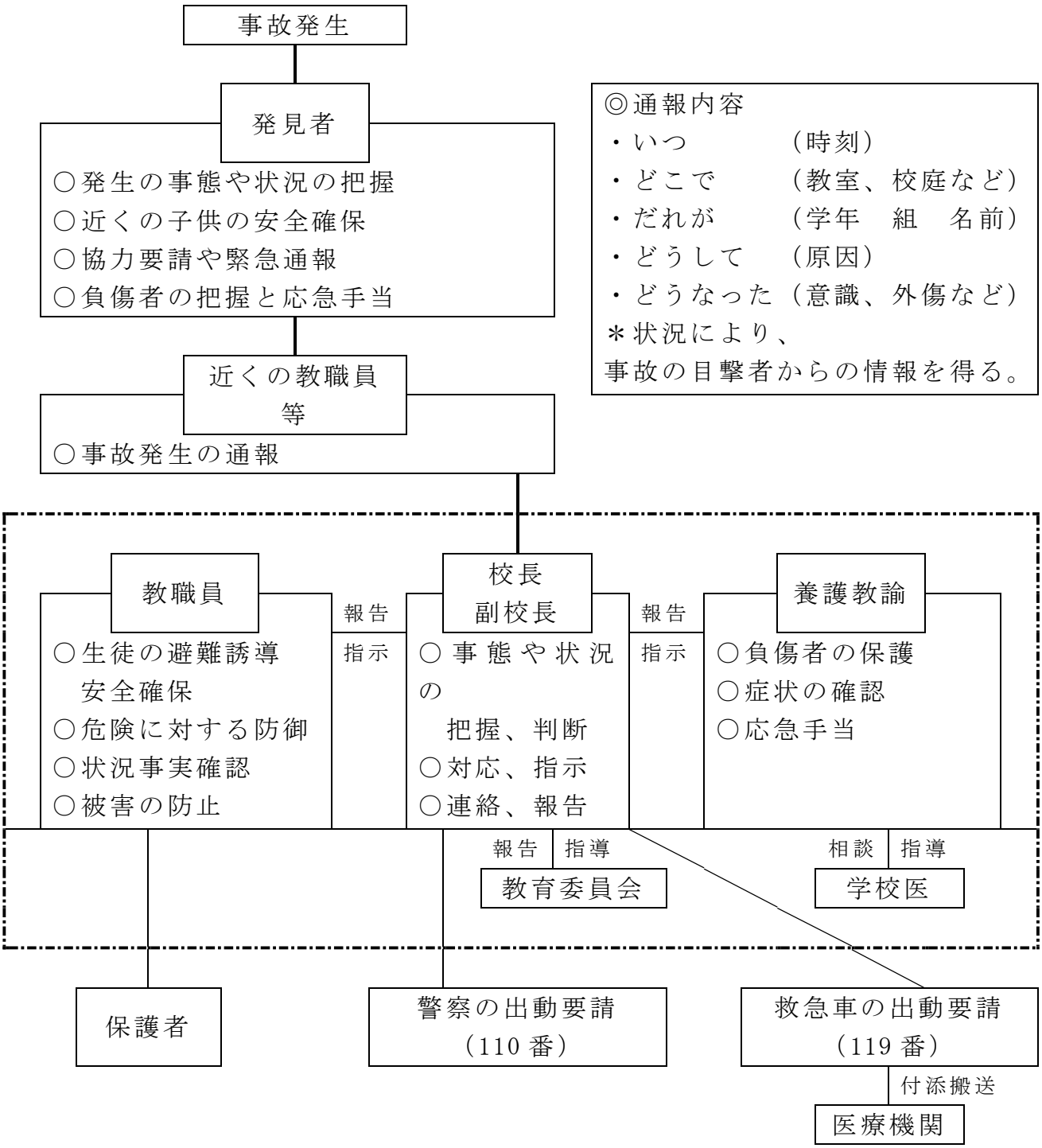

＊被害の状況や緊急度に応じて、緊急対策委員会や緊急職員会議を開催する

2　事故発生時の係分担

係	担当	内容
総指揮	校長	○事態や状況の把握、判断 ○副校長、教職員、養護教諭等への指示 ○防御、避難誘導の指示
通報連絡	副校長 教務主任	○救急車の出動要請 ○警察の出動要請 ○保護者への連絡 ○教育委員会への報告 ○報道機関との対応 ○記録
避難誘導	学級担任 教科担任	○避難場所への誘導 ○避難場所での安全確保
防　御	副担任	○暴力の抑止と被害の防止
救護活動	養護教諭	○負傷者の保護 ○症状の確認 ○応急手当 ○健康状態の把握 ○心のケア

3　事故発生後の報告と事後処理

(1)　教育委員会への報告

事故発生後できるだけ速やかに、教育委員会に報告する。

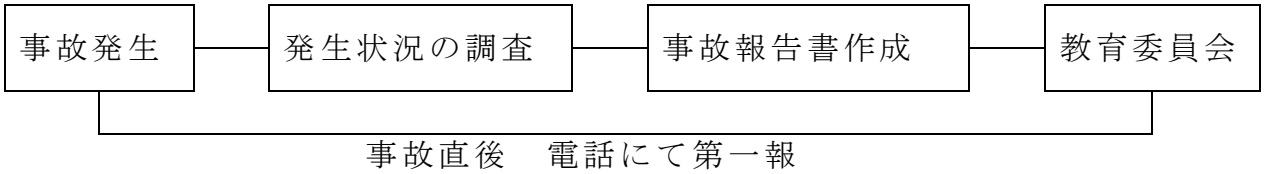

(2)　日本スポーツ振興センター申請手続き

ア　重大事故の場合は、指導計画、内容、状況等の詳細な報告を求められる。

イ　記録は正確にとり長期にわたって保存する。

(3)　記録の管理

ア　事故発生の状況や措置について、時系列で記録する。

イ　記録は添付書類（指導計画、指導内容等）とともに長期保存をする。

(4)　一般生徒への指導

ア　一般生徒が不安に陥ることのないよう配慮する。

イ　事故の概要について可能な範囲で、早く説明する。(全校集会等)。

ウ　安全対策を再点検するなど再発防止について指導を行う。

(5)　対外折衝

無用の混乱を避けるために、窓口を１本に絞って管理職が行う。

(6)　保護者への説明

ア　重大な事故の場合は、事実と異なった内容が流れ場合がある。

イ　不安や混乱を招く恐れもある。校長と教育委員会は連携を図る。

ウ　必要と認めた場合に保護者への説明の場を設定する。

エ　電話連絡網を使用する場合は、内容を簡潔で正確に伝わるようにする。

E　熱中性対応マニュアル

1　熱中症の応急手当と予防

(1)　緊急（救急車）を要する症状

ア　異常行動、幻覚、錯乱、興奮している。

イ　けいれん

ウ　意識がない。

エ　高体温

オ　発汗が見られない。

カ　自分で水分が取れない。

(2)　救急車の到着を待つとき

ア　大量の水を体にかける。

イ　太い血管があるところを冷却し、扇いで風を送る。

ウ　足を高くする

2　熱中症のタイプ

熱中症にはいくつかの病型がある。重症な病型である熱射病を起こす。適切な手当や処置が遅れると高体温から、中枢神経系に異常をもたらす。多臓器不全等を併発するなど、死亡率が高くなる

(1)　熱失神

皮膚の拡張によって血圧が低下する。脳血流が減少して起こる。めまい、失神などが見られる。顔面蒼白となり、脈は速くて弱くなる。

(2)　熱けいれん

大対量に汗をかく。塩分を含まない水分だけを補給する。血液の塩分濃度が低下したときに、足、腕、腹部の筋□に痛みを伴ったけいれんが起こる。

(3)　熱疲労

脱水による症状で、脱力感、倦怠感、めまい、頭痛、吐き気等が見られる。

(4)　熱射病

体温調節が破綻する。高体温と意識障害（応答が鈍い、行動がおかしい、意識がない）等の症状を呈す。多臓器不全等を併発するなど、死亡率が高い。

3　応急手当

(1)　エアコンの効いた室内、日陰など風通しのよい涼しい場所へ連れていく。

(2)　衣服をゆるめ、乾いた衣服に着替えさせて、楽な姿勢にする。

(3)　応答がはっきりして吐き気がなければ、水分をとらせる。できれば、冷たいスポーツ飲料か食塩水（500ml の水に食塩小さじ１杯）を飲ませる。

４　予防

気温が３０℃を超えた場合や、特に７月から９月の体育、スポーツ活動では、熱中症予防の原則を踏まえた指導を心掛ける。

(1)　環境条件に応じて運動する。

ア　できるだけ涼しい時間帯に行わせる。

イ　こまめに休憩をとる（30 分程度に１回の目安）。

(2)　こまめに□分を補給する。

ア　暑いときは、児童・生徒一人一人の状況に応じて、こまめに水分をとらせる。

イ　0.2%濃度の食塩水やスポーツドリンクなどを利用する。

(3)　暑さに慣らす。（馴化）

ア　暑さに慣れるまで（個人差はあるが１週間程度）は、短時間で軽めの運動を行う。

イ　しばらく運動をしない期間があった時や、合宿の初日などは、特に注意する。

(4)　できるだけ薄着にし、直射□光は帽□で避ける。

ア　暑いときは、軽装にし、素材も吸湿性や通気性のよいものにする。

イ　屋外で直射日光に当たる場合は、帽子をかぶらせる。

ウ　防具等を着ける場合には、休憩中に防具や衣服を緩め、熱を逃がす。

(5)　暑さに弱い□には特に注意する。

ア　暑さへの耐性は個人差が大きいことを認識する。

イ　常に健康観察を行う。状況に応じて運動を軽くし、休憩させるなど無理をさせない。

５　学校における熱中症予防のための指導のポイント

(1)　常に健康観察を行い、生徒の健康管理に注意する。

(2)　生徒の運動技能や体力の実態、疲労の状態等を把握するように努める。異常が見られたら速やかに必要な措置をとる。

(3)　生徒が心身に不調を感じたら申し出て休むよう習慣付ける。無理をさせない。

【熱中症予防運動指針】

WBGT℃	湿球温℃	乾球温℃		
31	27	35	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、皮膚温より気温のほうが高くなり、体から熱を逃すことができない。特別の場合以外は運動は中止する。
▲▼	▲▼	▲▼	厳重警戒（激しい運動は中止）	WBGT28℃以上では、熱中症の危険が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、積極的に休息をとり水分補給を行う。体力の低いもの、暑さになれていないものは運動中止。
28	24	31	警　戒（積極的に休息）	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり水分を補給する。激しい運動では、30分おさくらいに休憩をとる。
▲▼	▲▼	▲▼		
25	21	28	注　意（積極的に水分補給）	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水を飲むようにする。
▲▼	▲▼	▲▼		
21	18	24	ほぼ安全（適宜水分補給）	WBGT21℃以下では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。
▲▼	▲▼	▲▼		

WBGT（湿球黒球温度）

屋外:WBGT=0.7×湿球温度+0.2×黒球温度+0.1×乾球温度

屋内:WBGT=0.7×湿球温度+0.3×黒球温度

●環境条件の評価はWBGTが望ましい。

●湿球温度は気温が高いと過小評価される場合もあり、湿球温度を用いる場合には乾球温度も参考にする。

●乾球温度を用いる場合には、湿度に注意。湿度が高ければ、1ランクきびしい環境条件の注意が必要。

参考文献：（公財）日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（2013）

F　食物アレルギー対応マニュアル

1　食物アレルギー症状に対する対応の流れと役割分担

(1)　アレルギー**症状**が出た場合

(2)　原因食品を**食べて**しまった場合

(3)　原因食品に**触れて**しまった場合

★　事故現場　★

①発見した教職員や生徒

・生徒から目を離ない。

・症状を観察する。

・生徒を一人にしない。

②現場周辺にいた教職員や生徒

・助けを求めに行く。

・人を集める。

・管理職、養護教諭及び栄養士に報告に行く

③集まった教職員

・救急車を要請する。

・対象生徒がエピペンや内服薬を持参している場合は、薬を所定の場所に取りに行く。

(4)　連絡を受けた教職員（A）は、**準備**をする。

ア　「危機管理マニュアル（本ファイル）」を症状が出たクラスに届ける。

イ　エピペン、内服薬の準備及び必要に応じてエピペンを使用する。

※エピペン、内服薬の保管場所を決めておく。

ウ　心肺蘇生やＡＥＤの準備及び必要に応じて心肺蘇生やＡＥＤを使用する。

(5)　連絡を受けた教職員（B）は、**連絡**をする。

ア　救急車を「１１９番」で要請する。

イ　管理者を呼ぶ。

ウ　保護者に報告する。

エ　校内放送等で人を集める。

(6)　連絡を受けた教職員（C）は、**記録**をする。

ア　発見者が観察を開始した時刻を記録する。

イ　エピペンを使用した場合には、時刻を記録する。

ウ　内服薬を服用した場合には、時刻を記録する

エ　発症した生徒の症状を５分ごとに記録する。

(7)　連絡を受けた他の教職員

ア　他の生徒への対応

イ　救急車の誘導

ウ　エピペンの使用または介助

エ　心肺蘇生やＡＥＤの使用

2　食物アレルギー発症の緊急性の判断と対応の流れ

「緊急性の高いアレルギー症状」なのかを５分以内にチェックする。	
全身の症状	□ぐったりする。 □意識がもうろうとする。 □脈が触れにくい、又は不規則である。 □唇や爪が青白くなる。
呼吸器の症状	□のどや胸が締め付けられる。 □声がかすれる。 □犬が吠えるような咳をする。 □息がしにくい。 □持続する強い咳き込み。 □ゼーゼーする呼吸（ぜん息発作と区別できない場合を含む）をする。
消化器の症状	□持続する強い（我慢できない）腹部の痛みがある。 □繰り返し吐き続ける。

(1)　上表の症状が一つでもあてはまる場合

ア　ただちにエピペンを使用する。

⇒　「エピペンの使い方」を参考にする。

イ　救急車を要請すること（１１９番）

⇒　「救急要請のポイント」を参考にする。

ウ　その場で安静にさせる。

⇒　立たせたり、歩かせたりしない。

エ　その場で救急車を待つ。

オ　可能なら内服薬を飲ませる。

カ　エピペンが２本以上ある場合、１０～１５分後に症状の改善が見られないときは、次のエピペンを使用する。

キ　反応がなく、呼吸がなければ「心肺蘇生」を行う。

⇒　「心肺蘇生とＡＥＤの手順」を参考にする。

(2)　緊急性の症状がない場合

ア　内服薬を飲ませる。

イ　保健室または、安静にできる場所へ移動する。

ウ　５分ごとに症状を観察する

⇒　「症状チェックシート」に従い判断する。

エ　緊急性の高いアレルギー症状の出現に注意する

◎食物アレルギー緊急時対応マニュアル（抜粋）

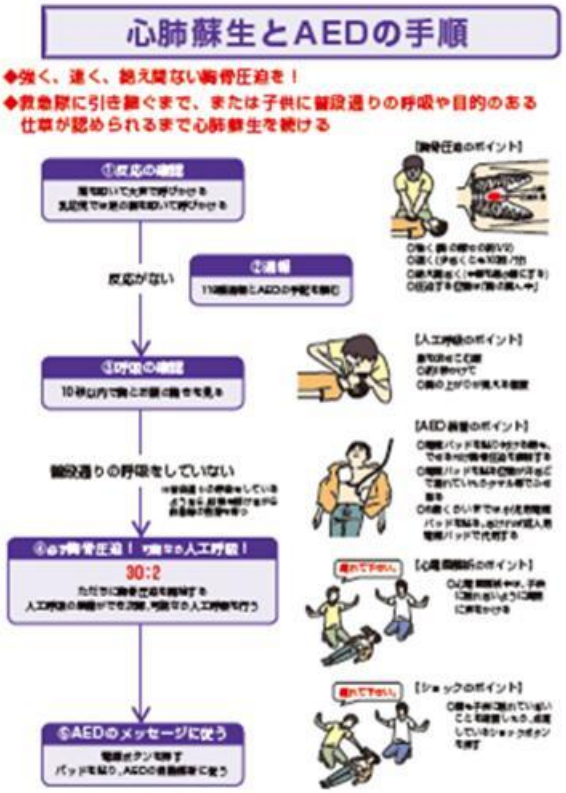

主要連絡先一覧

1　公的機関

江戸川区教育委員会教育指導課	５６６２－１６３４
江戸川区教育委員会教育推進課庶務係	５６６２－１６２１
警視庁葛西警察署	３６８７－０１１０
東京消防庁葛西消防署	３６８９－１１１９

2　医療機関

森山記念病院	５６７９－１２１１
東京脳神経センター	３６７５－１２１１
東京臨海病院	５６０５－８８１１

3　学区内避難所等

(1)　一次避難所

西葛西中学校	３６８６－７８７４
西葛西小学校	３６８６－７６４０
第三葛西小学校	３６８０－５１１１
第六葛西小学校	３６８８－０４８５

(2)　避難所補完施設

西葛西図書館	５６５８－０７５１
共育プラザ葛西	３６８８－８６１１

(3)　地域拠点

葛西事務所	３６８８－０４３１

(4)　地域内輸送拠点　葛西防災施設

ア　食品等集積地

葛西区民館	３６８８－０４３５

イ　医療救護活動拠点

葛西健康サポートセンター	３６８８－０１５４
清新町健康サポートセンター	３８７８－１２２１
なぎさ健康サポートセンター	５６７５－２５１５

ウ　清掃活動拠点

葛西清掃事務所	３６８７－３８９６

エ　遺体収容所

総合スポーツセンター	３６７５－３８１１

緊急通報マニュアル

１　警察を要請する場合（不審者等）

通常は、「１１０」又は「３６８７－０１１０」（葛西警察署）に電話連絡を行う。
状況により非常通報装置「学校１１０番」を運用する。（副校長席の後）

「不審者が侵入しています」
「江戸川区立西葛西中学校です」
「住所は、江戸川区西葛西５―１０―１８です」
「電話番号は、０３-３６８６－７８７４です」
「目標物は、ケーズ電気、創価学会会館側の門です」
「状況は＿＿＿＿＿、不審者の状況は＿＿＿＿＿です」
「刃物等は＿＿＿＿、けが人は＿＿＿＿＿名です」

２　救急車を要請する場合

「１１９」又は「３６８９－１１１９」（葛西消防署）に電話連絡を行う。
管理職の指示を待たず、連絡することに躊躇しない。

「救急車をお願いします」
「江戸川区立西葛西中学校です」
「住所は、江戸川区西葛西５―１０―１８です」
「電話番号は、０３-３６８６－７８７４です」
「目標物は、ケーズ電気、創価学会会館側の門です」
「けが人(病人)は、＿＿年生、男子（女子）＿　名です」
「症状、けがの状態は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿です」

※裏門を開け、救急車が到着したら案内をする。

避難所配置図

（基本的には、避難所は体育館のみとする）

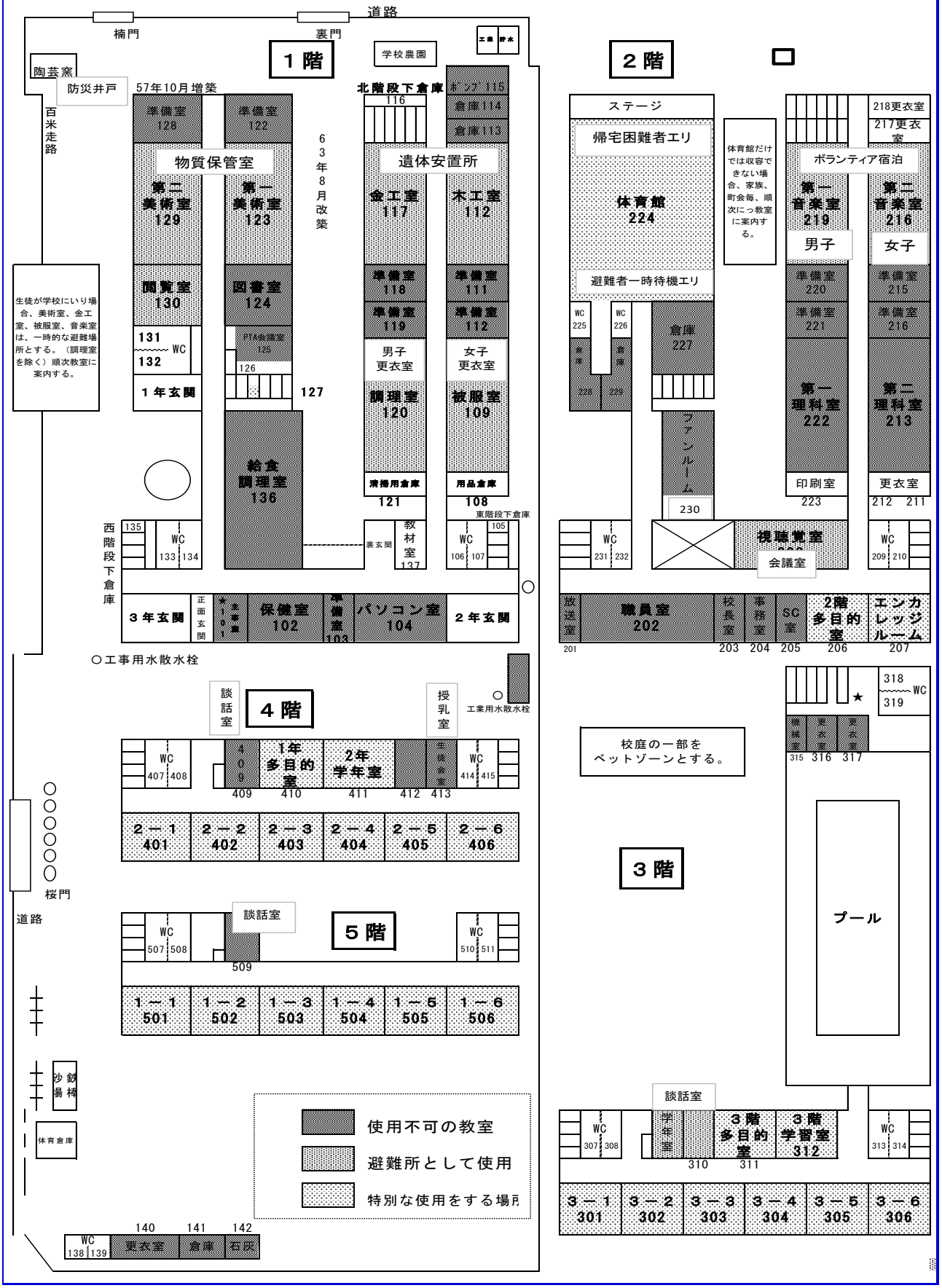

消火器・消火栓の場所

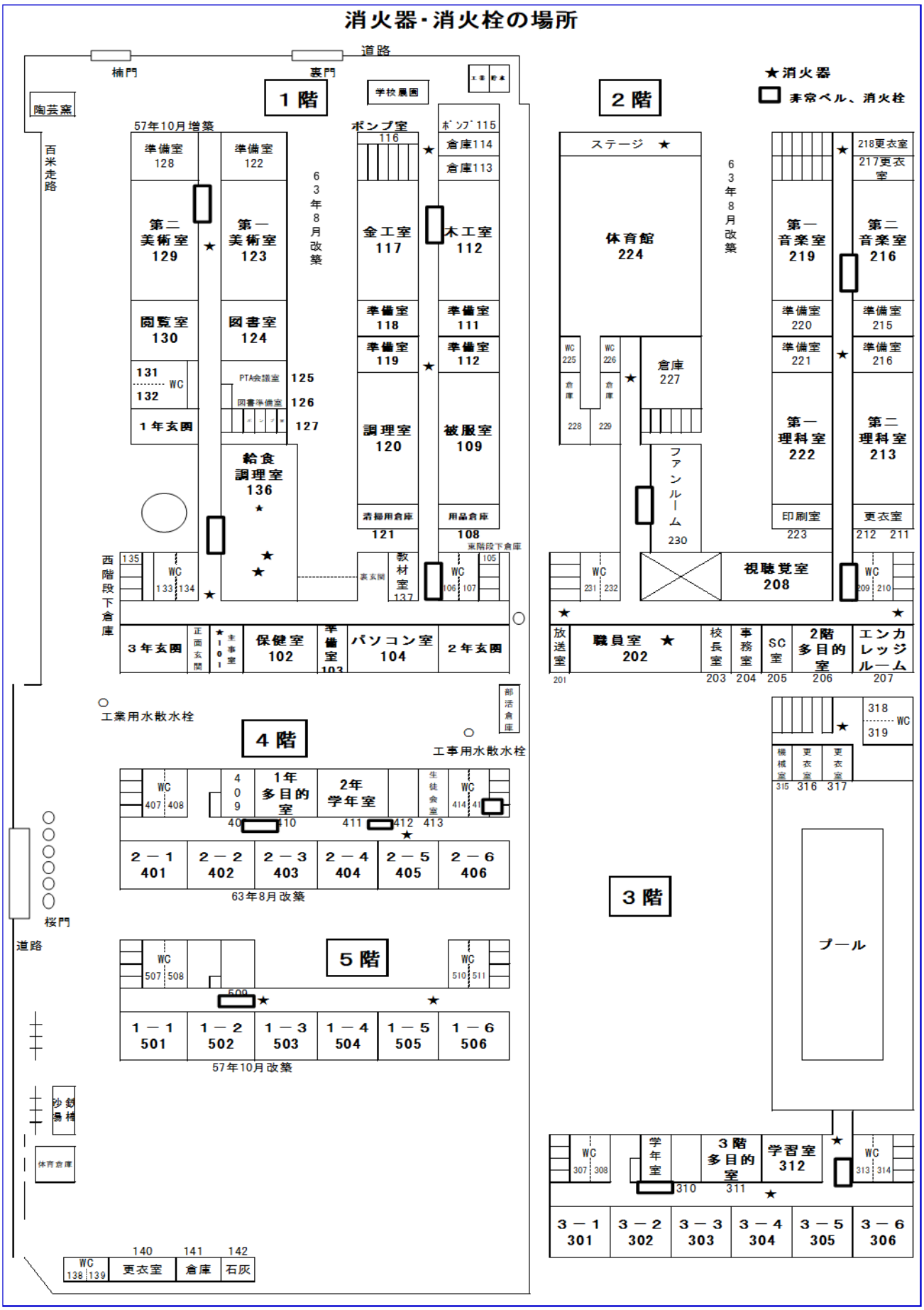
★消火器
非常ベル、消火栓
1階
2階
3階
4階
5階
道路
楠門
裏門
桜門
陶芸窯
百米走路
57年10月増築
63年8月改築
学校農園
ポンプ室
116
ポンプ115
倉庫114
倉庫113
準備室 128
準備室 122
第二美術室 129
第一美術室 123
金工室 117
木工室 112
閲覧室 130
図書室 124
準備室 118
準備室 111
準備室 119
準備室 112
131
132
WC
PTA会議室 125
図書準備室 126
127
1年玄関
給食調理室 136
調理室 120
被服室 109
清掃用倉庫 121
用品倉庫 108
東階段下倉庫
西階段下倉庫
135
133 134
裏玄関
教材室 137
106 107
105
3年玄関
正面玄関
101 主事室
保健室 102
準備室 103
パソコン室 104
2年玄関
部活倉庫
工業用水散水栓
工事用水散水栓
ステージ
体育館 224
倉庫 227
WC 225
WC 226
倉庫 228
倉庫 229
ファンルーム 230
第一音楽室 219
第二音楽室 216
218更衣室
217更衣室
準備室 220
準備室 215
準備室 221
準備室 216
第一理科室 222
第二理科室 213
印刷室 223
更衣室 212 211
視聴覚室 208
WC 231 232
WC 209 210
放送室 201
職員室 202
校長室 203
事務室 204
SC室 205
2階多目的室 206
エンカレッジルーム 207
WC 407 408
409
1年多目的室 410
2年学年室 411 412 413
生徒会室
WC 414 415
2－1 401
2－2 402
2－3 403
2－4 404
2－5 405
2－6 406
63年8月改築
WC 507 508
509
WC 510 511
1－1 501
1－2 502
1－3 503
1－4 504
1－5 505
1－6 506
57年10月改築
沙場
体育倉庫
WC 138 139
140 更衣室
141 倉庫
142 石灰
318
319
WC
機械室 315
更衣室 316
更衣室 317
プール
WC 307 308
学年室 310
3階多目的室 311
学習室 312
WC 313 314
3－1 301
3－2 302
3－3 303
3－4 304
3－5 305
3－6 306